

# 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等の 指定基準条例の一部改正等の概要

## 1 一部改正等の経緯

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和6年4月に省令の一部改正等が行われるため、本市の関係条例の一部改正等を行うものです。

## 2 省令（国）と条例（市）の関係

| 区分   | 従うべき基準          | 標準とすべき基準 | 参酌すべき基準         |
|------|-----------------|----------|-----------------|
| 法的効果 | 必ず適合しなければならない基準 | 通常よるべき基準 | 十分参酌しなければならない基準 |

## 3 本市における条例改正等の考え方

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業等では、サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることにより、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的には行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針としています。

## 4 改正を行う条例の基となる厚生労働省令と本市条例

| 厚生労働省令   | 川崎市条例  |
|--|--|
| (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号） | (1) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号） |
| (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）     | (2) 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第71号）      |
| (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）        | (3) 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）         |
| (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）           | (4) 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第70号）            |
| (5) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）                             | (5) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第54号）     |
| (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働                                    | (6) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第55号）     |

|  |   |
|--|---|
| 省令第 16 号)<br>(7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) | (7) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年条例第 56 号) |
|--|---|

## 5 主な改正等の内容

### (1) 指定障害福祉サービス (共通事項・通所系) 【新設 ①～③】

- ① サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととする。同時に、利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- ⑤ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

### (2) 訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援) 【新設 ①～②】

- ① サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ③ サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。
- ④ 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

### (3) 生活介護、自立訓練 (機能訓練)

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士及び作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

### (4) 就労選択支援 【新設】

- ① 人員に関する基準
  - ア 就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。
  - イ 指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。
- ② 設備に関する基準

- ・ 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

### ③ 運営に関する基準

ア 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事等が認める事業者でなければならないこととする。

イ 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理（以下「アセスメント」という。）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、この場合において、ウの会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

ウ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

エ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

オ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

### (5) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（共通事項）【新設】

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

### (6) 就労継続支援B型【新設】

- ・ 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

### (7) 就労定着支援

- ・ 障害者就業・生活支援センターを実施主体として追加する。

### (8) 自立生活援助【新設 ①】

- ① 指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。
- ② サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする
- ③ 利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

### (9) 共同生活援助【新設】

- ① 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代

表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。（第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない）

- ② 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。（第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない）
- ③ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。また、共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

## **(10) 指定障害者支援施設【新設 ①～③、⑤～⑩、⑫】**

### **< I 意思決定支援を推進するための方策 >**

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえる。また、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、利用者本人や⑦の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

### **< II 地域移行支援を推進するための取組み >**

- ⑤ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認する。また、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- ⑥ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- ⑦ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以

外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。

- ⑧ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。また、地域移行等意向確認等に当たっては、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。

### <Ⅲ 支援の質の確保>

- ⑨ 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。（第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない）
- ⑩ 指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。（第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しない）

### <Ⅳ 相談支援の充実等>

- ⑪ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

### <Ⅴ 感染症発生時に備えた平時からの対応>

- ⑫ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設等は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

## (11) 指定通所支援

### ① 児童発達支援の類型の一元化【新設】

児童福祉法一部改正法により、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

### ② 指定障害児通所支援（全サービス共通事項）【新設 イ、エ】

ア 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

イ 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

ウ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じ

て、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

オ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

カ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

### ③ 児童発達支援、放課後等デイサービス【新設 ア、ウ、エ】

ア 指定児童発達支援事業者等は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。

イ 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価及び保護者による評価については、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととする。

ウ 指定児童発達支援事業者等は、事業所ごとに心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定及び公表しなければならないこととする。

エ 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。

オ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととする。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援【新設 ア、イ】

ア 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。

イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定及び公表しなければならないこととする。

ウ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

### ⑤ 保育所等訪問支援【新設 ウ】

ア 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。

イ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

ウ 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

## (12) 指定入所施設

### ① 指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設（共通事項）【新設 ア、ウ、オ、カ】

ア 指定福祉型及び指定医療型障害児入所施設は、施設の指定入所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

イ 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

ウ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとする。

オ 指定福祉型及び指定医療型障害児入所施設は、できる限り障害児を良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を行うよう努めなければならないこととする。

カ 指定福祉型及び指定医療型障害児入所施設の管理者は、15歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援に係る個別の計画を作成し、同計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

### ② 指定福祉型障害児入所施設【新設】

- ・ 新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。また、指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

## (13) 経過措置

- ① (9)の①及び②の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。
- ② (10)の⑦及び⑧の地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容の報告については、条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、努力義務とする。
- ③ (10)の⑨及び⑩の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。
- ④ (11)の③のウ及び④のイの事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定及び公表については、条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。
- ⑤ その他所要の経過措置を設ける。

#### **(14) その他**

- ・その他所要の改正を行うこととする。

#### **6 施行日**

令和6年4月1日（予定）

※（4）、（5）及び（14）のうち就労選択支援の創設に伴う改正については、障害者総合支援法一部改正法附則第1条第4号の政令で定める日（令和7年10月（予定））